

# ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人、パートナーからの暴力は犯罪です

殴る・蹴るだけが暴力ではありません。  
次のようなこともDV（暴力）になります。

- ・髪を引っ張る・物を投げつける・首を絞める、など (身体的暴力)
- ・無視する・口汚くののしる・行動を監視する、など (精神的暴力)
- ・生活費を渡さない・働かせない、など (経済的暴力)
- ・セックスを強要する・避妊に協力しない、など (性的暴力)

「私が悪いから」とか「私がいたらなかったから」と思っていますか？

DVはふるう側の問題であり、暴力という行為を意識的に選んでいるのです。  
あなたの言い方や態度によって、暴力が起きているわけではありません。  
あなたの努力で暴力が止まるということはないのです。

「子どものために・・・」と我慢していませんか？

DVは、それを目撃する子どもの心にも、大変悪い影響を及ぼします。

## ひとりで悩まず相談してください

「DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)」により  
あなたの身の安全を確保し、相談・支援を行う体制ができています。

### 【相談窓口】

静岡県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)

月～金 9:00～20:00 (祝日・年末年始除く) 電話 054-286-9217

静岡県男女共同参画センター あざれあ女性相談

月～金 9:00～16:00 (祝日・年末年始除く) 電話 053-456-7879

静岡県西部健康福祉センター (女性相談員)

月～金 9:00～16:00 (祝日・年末年始除く) 電話 0538-37-2254

御前崎市役所 福祉課

月～金 8:15～17:00 (祝日・年末年始除く) 電話 0537-85-1120

身の危険を感じたら迷わず警察へ110番してください。